

(別紙 2)

対象旅館等における育成就労外国人の受入れに関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

外食業分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 育成就労外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこと。
- 2 育成就労外国人を受け入れる際は、接待を行わせないための必要な措置として、次のいずれの措置も講ずること。
 - ① 育成就労外国人からの相談体制の整備を行うこと。
 - ② 当該育成就労外国人に対し、自らが作成するマニュアル（接待防止マニュアル）により、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待の防止に関する説明を行うこと。
- 3 農林水産省が観光庁と連携して行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 4 上記 1 ～ 3 の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第 7 条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者 _____